

令和 6 年度南薩地域保健医療福祉協議会

日時：令和 7 年 2 月 18 日（火） 午後 2 時 30 分～午後 4 時

場所：南薩地域振興局第 2 庁舎会議室（加世田保健所）

～ 会 次 第 ～

1 開 会

2 議長選出

3 挨 拶

4 議 題

（1） 報告事項（主要施策の取組状況）【資料 1】

ア 地域医療構想の推進について

イ 地域振興推進事業「なんさつ元気いきいきまちづくり事業」
について

ウ 感染症対策について

エ 自殺予防対策について

オ 精神障害者の地域移行・地域定着支援について

カ 高齢化に伴う動物飼養問題への対応について

（2） 協議事項【資料 2】

県保健医療計画（圏域編）の進捗管理・評価について

5 閉 会

南薩地域保健医療福祉協議会委員名簿

任期: 令和6年9月1日～令和8年8月31日

	委 員 氏 名	団 体 名	役職	備 考
1	前 田 祝 成	枕崎市	市長	代理:健康課長 平塚 孝三
2	打 越 明 司	指宿市	市長	代理:健康増進課長 渡部 晃子
3	本 坊 輝 雄	南さつま市	市長	代理:市民福祉部長 矢野 一美
4	塗 木 弘 幸	南九州市	市長	
5	尾 辻 和 彦	枕崎市医師会	会長	
6	今 林 正 典	指宿医師会	会長	
7	菊 野 竜 一 郎	南薩医師会	会長	欠席
8	北 蘭 正 裕	指宿市歯科医師会	会長	
9	大 蘭 知 子	南薩薬剤師会	代表	
10	宮 原 司	枕崎市消防本部	消防長	
11	三 枝 伸 二	県立薩南病院	院長	
12	相 星 美 也 子	県看護協会南薩地区	代表	
13	上水流 やよい	南さつま市地域包括支援センター	参事	
14	伊 佐 幸 子	指宿市地域女性団体連絡協議会	会長	
15	山 元 千 代	食生活改善推進員連絡協議会 加世田支部	支部長	
16	大 迫 茂 子	南九州市社会福祉協議会	理事	
17	宿 里 満 子	南さつま市民生委員児童委員 協議会連合会	理事	
18	前 園 佳 代	県介護支援専門員協議会指宿支部	副支部長	
19	四 元 俊 彦	南薩地域振興局保健福祉環境部	部長	

南薩地域保健医療福祉協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域住民が質の高い保健医療福祉サービスを受けられるよう、保健・医療・福祉の連携を図りながら、総合的な保健医療福祉施策を推進することを目的として、南薩地域振興局に南薩地域保健医療福祉協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に即した保健・医療・福祉施策の総合的、一体的な推進に関する事項
- (2) 保健医療計画（圏域編）の策定、推進、進行管理、見直し等に関する事項
- (3) その他地域における保健・医療・福祉の向上に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

(委員)

第4条 協議会の委員は、南薩地域振興局長が選任する。

(任期)

第5条 協議会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の任期満了等に伴い新たに組織された協議会の最初開催される会議は、南薩地域振興局長が招集する。

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(部会)

第9条 協議会に、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成することができる。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により選出する。

4 部会長は、部会を代表し、会務を整理する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、南薩地域振興局保健福祉環境部健康企画課に置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は平成23年2月1日から施行する。

2 「加世田保健所運営協議会規程」は廃止する。

3 「指宿保健所運営協議会規程」は廃止する。

4 「平成19年度 南薩地域保健医療協議会要綱」は廃止する。

5 この要綱は令和6年4月1日から施行する。